

市税の減免に関する取扱要綱（平成 17 年松江市告示第 46 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 28 日

松江市長 上 定 昭 仁



次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
別表第 3(第 6 条関係)		別表第 3(第 6 条関係)	
軽自動車等の範囲	減免の割合	軽自動車等の範囲	減免の割合
1 公益のため直接専用する軽自動車等として次の各号のいずれかに該当するもの。	全額	1 公益のため直接専用する軽自動車等として次の各号のいずれかに該当するもの。	全額
(1)～(5) 略		(1)～(5) 略	
<u>(6)日本赤十字社法第 4 条第 1 項に規定する日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次のいずれかに該当するもの</u>			
<u>(ア)患者の輸送の用に供するもの</u>			
<u>(イ)救護資材の運搬の用に供するもの</u>			
<u>(7)その他市長が認めたもの</u>		<u>(6)その他市長が認めたもの</u>	

略

略

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。